

■建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）等手数料

単位：円

種別	区分 (床面積)	省エネ適判	省エネ 変更適判	軽微変更 該当証明
(一) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分 (モデル建物法)	～2,000㎡未満	40,000	21,000	21,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	102,000	51,000	51,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	151,000	76,000	76,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	25,000㎡～	237,000	119,000	119,000
(二) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分 (モデル建物法除く 評価方法)	～2,000㎡未満	43,000	22,000	22,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	105,000	53,000	53,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	154,000	78,000	78,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	25,000㎡～	237,000	119,000	119,000
(三) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分以外の 部分 (モデル建物法)	～2,000㎡未満	170,000	86,000	86,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	279,000	140,000	140,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	345,000	173,000	173,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	485,000	243,000	243,000
	25,000㎡～	562,000	282,000	282,000
(四) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分以外の 部分 (モデル建物法除く 評価方法)	～2,000㎡未満	300,000	151,000	151,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	469,000	235,000	235,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	568,000	285,000	285,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	763,000	382,000	382,000
	25,000㎡～	870,000	435,000	435,000

※注記

- ・詳しくは「山口県使用料手数料条例」を確認ください
- ・表に記載の用語は法令、手数料条例等の定めによる
- ・手数料は建築基準法の建築物の床面積に応じて徴収する(増改築の場合は増加する床面積に応じた金額)
- ・非住宅建築物等とは非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分をいう
- ・工場等とは建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう
- ・工場等の部分を含む建築物の手数料は、工場等の部分の床面積に応じて(一)又は(二)の額と、工場等の部分以外の床面積に応じて(三)又は(四)の額を合算して算定した額aと、工場等の部分の床面積を工場等の部分以外の部分の床面積とみなした場合の全体の床面積に応じて(三)又は(四)に定める額bの、a、bいずれか低い額とする

■省エネ適判手数料の具体的な適用

対象建築物	評価方法	手数料の適用区分	適用根拠
非住宅建築物 (工場等)	モデル建物法	(一)	—
	モデル建物法以外	(二)	
非住宅建築物 (工場等以外)	モデル建物法	(三)	—
	モデル建物法以外	(四)	
非住宅建築物 (工場等部分+ 工場等以外部分)	モデル建物法	(一)+(三)又は全体(三)の いずれか低い額	備考2
	モデル建物法以外	(二)+(四)又は全体(四)の いずれか低い額	
複合建築物 (工場等部分)	モデル建物法	非住宅部分の床面積に応じ(一)	—
	モデル建物法以外	非住宅部分の床面積に応じ(二)	
複合建築物 (工場等以外部分)	モデル建物法	非住宅部分の床面積に応じ(三)	—
	モデル建物法以外	非住宅部分の床面積に応じ(四)	
複合建築物 (工場等部分+ 工場等以外部分)	モデル建物法	非住宅部分の床面積に応じ (一)+(三)又は非住宅全体(三)の いずれか低い額	備考2
	モデル建物法以外	非住宅部分の床面積に応じ (二)+(四)又は非住宅全体(四)の いずれか低い額	

適用根拠は山口県使用料手数料条例の備考を示す